『一般的な相続のご用意いただく書類』

必要書類		取得場所
相続届	当庫の相続専用の用紙。 相続人全員の方の自署・実印でのご捺印をいただきます。	当金庫
被相続人さま (お亡くなりになられた方)の	お生まれの時から、お亡くなりになった時まで続いている 戸籍(除籍)謄本または全部事項証明書をご用意ください。※1	本籍所在の 市区町村役場
戸籍謄本 (発行から6ヵ月以内のもの)	相続人さまが兄弟姉妹の場合、被相続人さまのご両親の出生から 死亡までの全ての戸籍(除籍)謄本も合せてご用意ください。	(遠方の場合は 郵送にて請求)
相続人さまの印鑑登録証明書 (発行から6ヵ月以内のもの)	相続 人全員の方の、印鑑登録証明書 をご用意ください。	現住所の 市区町村役場
ご本人さま確認資料	ご来店いただく相続人さまの公的確認書類(運転免許証・保険証 等)を ご持参ください。	
預金通帳・証書 キャッシュカード 出資証券 貸金庫の鍵・カード カードローンのカード	お取引いただいていた全ての通帳・証書・カードなどをお持ちください。	
相続人代表者さまの実印・取引印	相続預金を名義変更される場合、 当庫とのお取引がない方は取引印もご用意ください。	
相続人さまの通帳	当庫お取引口座へ入金する場合、 お取引口座の通帳が必要になります。	
遺産分割協議書 (遺産分割協議書がある場合)	遺産分割協議書を作成している場合は、 遺産分割協議書用の相続届をご用意しています。	

ご注意 ※1 <改正原戸籍謄本が必要となるケース>本籍地を変更された時、結婚や養子縁組のために別戸籍に編入された時、法律による戸籍簿の改製がされた時は、「戸籍簿」が切り替わりますので前・後の戸籍謄本が必要となります。